

「さが多胎ネット」規約

目次

- 第1章 総則（第1条—第3条）
- 第2章 目的及び事業（第4条・第5条）
- 第3章 組織（第6条—第9条）
- 第4章 役員（第10条—第13条）
- 第5章 総会（第14条）
- 第6章 役員会（第15条）
- 第7章 会計（第16条—第18条）
- 第8章 雑則（第19条—第21条）
- 附則

第1章 総則

（名称）

第1条 本会は、「さが多胎ネット」と称する。

（発足日）

第2条 本会の発足日は、令和元年（2019年）5月25日とする。

（所在）

第3条 本会の事務局は、佐賀市本庄町大字本庄1313番地佐賀女子短期大学に置く。

第2章 目的及び事業

（目的）

第4条 本会は、多胎児又は多胎妊婦がいる家庭（以下「多胎家庭」という。）、多胎育児サークル等育児支援団体、行政機関、医療機関及び教育・研究機関等の連携を図り、相互理解、相互協力を行うことにより、多胎家庭への支援に寄与することを目的とする。

（事業）

第5条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 多胎家庭への支援に関する研修会、講演会及び交流会の開催
- (2) 多胎家庭への支援に関する施策の検討
- (3) 多胎家庭への支援に関する情報及び意見の交換
- (4) 多胎家庭への支援を行う者、組織等の育成
- (5) その他本会の目的を達するために必要な事業

第3章 組織

（会員）

第6条 本会は、本会の目的に賛同する次に掲げる者をもって組織する。

- (1) 佐賀県下の多胎家庭の者
- (2) 佐賀県下の多胎育児関連グループ及びその会員
- (3) 佐賀県下の育児団体及びその会員
- (4) 佐賀県下の育児支援団体及びその会員
- (5) 佐賀県下の行政機関及びその職員
- (6) 佐賀県下の医療機関及びその職員
- (7) その他本会の趣旨に賛同する団体及び個人

2 本会の会員は、次のとおりとする。

- (1) 正会員（個人）
 - (2) 家族会員（個人）
 - (3) 賛助会員（個人）
 - (4) 賛助会員（団体）
- （入会及び退会）

第7条 本会に入会し、又は退会しようとする者は、代表に申し出るものとする。

- 2 代表は、前項の規定による申出があったときは、正当な理由なくこれを拒んではならない。
- （会員の資格の喪失）

第8条 会員が次のいずれかに該当するときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会の申出があったとき。
 - (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
 - (3) 1年以上会費を滞納したとき。
 - (4) 除名されたとき。
- （除名）

第9条 本会の目的に反する会員による言動が確認されたときは、総会の議決により、会員を除名することができる。

第4章 役員

（役員）

第10条 本会に次の役員を置く。

- (1) 代表 1名
 - (2) 副代表 1名
 - (3) 幹事 若干名
 - (4) 会計 1名
 - (5) 監事 2名
- （役員を選任）

第11条 役員は、総会において正会員の中から選任する。

- 2 監事は、代表、副代表及びその他役員と兼ねることはできない。
- （役員職務）

第12条 代表は、本会を代表し、会務を総括する。

- 2 副代表は、代表を補佐し、代表に事故があるときは、これを代理する。
- 3 幹事は、本会の事業の企画・運営をする。
- 4 会計は、本会の会計を管理する。
- 5 監事は、本会の会計を監査する。
- 6 第10条の規定にかかわらず、会の運営上必要があると認めるときは、総会の議決を経て必要な役員を置くことができる。

（任期）

第13条 役員任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠により選任された役員任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

第5章 総会

（総会）

第14条 総会は通常総会と臨時総会とし、通常総会は年に1回開催する。

- 2 代表は総会を招集し、その議長となる。
- 3 総会は、次の事項を議決する。
 - (1) 事業計画、事業報告、収支予算及び決算の承認
 - (2) 規約の変更
 - (3) その他必要事項
- 4 総会の議決は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 5 総会の議決権は、正会員のみが有する。
- 6 代表は、役員³の3分の1以上の者から要求があったとき、又は代表が必要と認めたときは、速やかに臨時総会を招集しなければならない。

第6章 役員会

(役員会)

第15条 役員会は、監事以外の役員をもって構成する。

- 2 代表は、必要に応じて役員会を開催する。
- 3 役員会は次の会務を行う。
 - (1) 事業計画及び予算案の作成
 - (2) 事業計画の実施に関する事項
 - (3) 事業報告及び決算報告の作成
 - (4) その他総会が委託した事項

第7章 会計

(会計年度)

第16条 本会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(経費)

第17条 本会の経費は、会費、寄付金、参加費、補助金等をもって充てる。

(会費)

第18条 会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

- 2 会費は年会費とし、前納とする。ただし、代表が特に必要があると認める場合は、この限りでない。

正会員（個人）	2,000 円
家族会員（個人）	1,000 円
賛助会員（個人）	1,000 円
賛助会員（団体）	10,000 円

- 3 年度途中で会員が退会した場合であっても、会費の還付は行わない。

第8章 雑則

(禁止事項)

第19条 本会は、その活動において、利益を目的とする物品販売等は一切認めない。

- 2 本会は、特定の政治活動及び宗教活動を行わない。

(責任)

第20条 活動中の事故及び盗難等は自己責任とし、本会は一切の責任を負わない。

(補則)

第21条 この規約に定めるもののほか、本会の運営について必要な事項は、代表が別に定める。

附 則

この規約は、令和元年（2019年）5月25日から施行する。